

次期学習指導要領等に向けた審議のまとめに対する意見

令和8年 10 月 15 日

公益社団法人全国高等学校文化連盟

公益社団法人全国高等学校文化連盟は、高校生の芸術文化活動を広く支援することにより、高校生の健全な育成に資することを目的に活動を行っている全国組織であり、昭和 61 年に設立された。47 都道府県高等学校（芸術）文化連盟と、演劇・合唱・吹奏楽など 19 の全国専門部の正会員団体により組織される。今年で第 50 回となる「全国高等学校総合文化祭」の開催を始めとして高校生の芸術文化活動に関する諸事業や研修会・講習会、調査研究等を行っており、高校生の文化部活動の充実を支援する立場からの意見となる。

1 芸術系教科・科目の学びと文化部活動の親和性

- 第 2 部各教科等の方向性の「芸術」の改善の方向性に示される「身体性を伴った技能により表現すること」や「他者に共感し感じ方や考え方を深めたり、多様な視点で考えたりすること」の重視、「豊かな社会の創造や幸福な人生」への視点は、文化部活動の内容と合致するものであり賛同できる。
- 高等学校における芸術系教科の学びの目標に鑑みると、「全国高等学校総合文化祭」等への参加は、創造的活動のアウトプットとしてまた鑑賞の場として最適であり、文化部所属生徒のみならず全ての高校生が、同世代の創造する芸術文化の多様な表現に触れる機会となる。
- 高等学校芸術科での「芸術そのものについて学ぶ機会の設定」は、小中学校における学び、教科横断的な学びにおいて、多様な芸術文化について触れることを踏まえているが、それらの学びを高等学校教育でさらに深めるものとして評価できる。小中学校においては音楽、図画工作・美術と教科で分かれていたものが、高等学校では芸術という教科に属するものの科目を学んでいるという認識で終わっている現状を改善する上で重要である。芸術全体のありよう、芸術の本質等を学ぶ上で大変有益なものであり、具体的な学びの場においては演劇や郷土芸能、放送等、多様な芸術文化の部門を有する高等学校文化連盟との連携も期待できる。教科の系統性を堅持しつつ、社会人となる直前の高等学校の段階において、芸術科の教科目標に掲げる「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力」の育成を図り、人生を通して芸術や文化と豊かに関わる力を養うことは、高等学校芸術科の位置付けと意義を実効性あるものにする上で重要である。
- 「表現の多様性を実感する機会の充実」を図ることは大変有意義であり、メディア芸術や舞台芸術等を取りあげたり、他教科と連携し教科横断的な学びの視点も大いに取り入れたりすることは重要である。育成を目指す資質・能力について関係する教科の教員間で共通理解を図り連携を深めることで、文化に関する学びの深まりが実現する。特に、芸術系の教科・科目では学校現場において非常勤教員の配置も多く、学校全体としての取組を推進するためにも、教員間で連携を図ることは大切である。このため、219 ページの「他教科と連携した学習の充実」の項目において、改善の方向性として「他教科等との連携において、育成を目指す資質・能力について関係教科等の教師間で共通理解を図ること」が示されている点は重要である。表現の多様性を実感する

ことは、それらの表現を受容する寛容性、豊かな感性、創造性を育むものと考え。学校だけでは、多様な文化芸術に対応した学びの深まりには到達しにくいところもあり、「地域社会や文化施設、専門的な人材等との連携や協働」を充実させることが大変重要である。一方、全国の様々な地域の実態を踏まえると、文化施設や芸術団体等が必ずしも充実していないケースも想定され、「表現の多様性を実感する機会」の創出と充実のためには、国や自治体における支援事業の実施が必要不可欠であると考え。

- 高等学校における部活動については、「総則」での記載が検討されているところである。これまでの日本教育の成果は学校教育における部活動がその一端を担っていたとも指摘される。学校卒業後の芸術文化活動においても、学校部活動での経験が基盤になっている例も多い。全国高等学校文化連盟としては、高等学校の文化部活動を支援する立場でもあり、高等学校における持続可能な部活動等の在り方について、現状の検討の方向性で進められることを期待したい。

2 文化芸術活動に係る著作権教育

- 芸術文化活動である文化部活動は、表現活動をととして学校外の実社会と深く関わりが生じている。そのため、様々な著作権を巡る課題やトラブルにも直面する。高等学校芸術科での「芸術そのものについて学ぶ機会」において、法的なトラブルを回避するための具体的な事例を基にした実践的な著作権教育を盛り込んでいく必要性を感じている。

3 多様性の包摂の視点を重視した高等学校文化部活動の在り方

- 多様な学びの選択肢として通信制を選ぶ生徒の増加等、高等学校の在り方の変化により文化部活動の形態も変化を余儀なくされている。個性を生かした専門性の高い技量を持つ生徒の活動がある一方、合唱や吹奏楽等一定の人数を必要とする分野では十分な活動が出来ない状況もある。他者との対話や協働による文化芸術への理解、責任感連帯感の涵養の点で文化部活動の果たす役割は大きく、通信制生徒の部活動の環境整備、また小規模校などでの文化部活動の持続可能な在り方について考えていくことが求められる。
- これからの教育では児童生徒一人一人への細やかな支援、多種多様な児童生徒を一人も取り残さない姿勢が一層重要視される。上記に示したような通信制学校、学びの多様化学校、小規模校等、さまざまな環境で学ぶ児童生徒が、芸術文化に触れ、芸術文化の学びを深め、芸術文化活動が十分に展開できるよう、多様性の包摂の視点を重視していくことが必要である。この点からも次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方の一つとして「多様性の包摂」が掲げられ、その方針の下で今回の改訂が進められていることは重要である。
- 文化芸術は「心豊かで多様性と活力ある社会を形成」する源泉であり、「予測困難な課題に対処」しうる資質・能力の育成に欠かせない。高等学校の在り方も変化していく中で、一人一人の「感性」「創造性」を磨き、「身体性を伴って」表現し鑑賞しあう経験、他者と自己との心が共鳴するリアルな共感体験の機会を多く設けることは、学校教育の中で大変重要であると考え。